

新潟県公安委員会規則第16号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成29年11月10日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「公安委員会等」と総称する。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(対象となる申請等)

第3条 情報通信技術利用規則第5条第1項の規定により公安委員会が定める申請等は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

法 令	規 定
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織（条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行おうとする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えた電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力することができる。

3 前2項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
- (2) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (3) 電子署名法第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める電子証明書

4 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

5 公安委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきとされている書面等の提出を省略させることができる。

6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通

の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 情報通信技術利用規則第9条第1項の規定により、公安委員会が定める処分通知等は、次の表の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

法 令	規 定
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項

(電子情報処理組織による処分通知等の手続)

第6条 公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織(条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

3 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 公安委員会等は、電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、公安委員会等が使用する電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって記録する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録することとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項のうち、本部長又は警察署長に係るものは本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。